

省交国

4月1日施行
評点テーブル公表

国土交通省は、建設業者が受ける経営事項審査（経営）の審査基準を大幅に改正するための建設業法施行規則を31日付で官報告示する。完成工事高に偏重した現行の評価基準を見直し、企業経営の内容や企業の社会的責任の果たし方を重視する仕組みへと改めるのが柱。新基準に従って各企業が総合評定値（P点）を算出するのに必要な新たな評価テーブルや評価幅が初めて公表される。新経営では、完工高の規模が同じでも、社会性の評価などで総合評定値で大きな差がつくのが特徴。雇用保険や社会保険の加入状況などに対する評価ウェイトが現行よりも高まっており、小規模業者の福利厚生面の充実を後押しすることにもなりそうだ。新経営は4月1日から適用される。

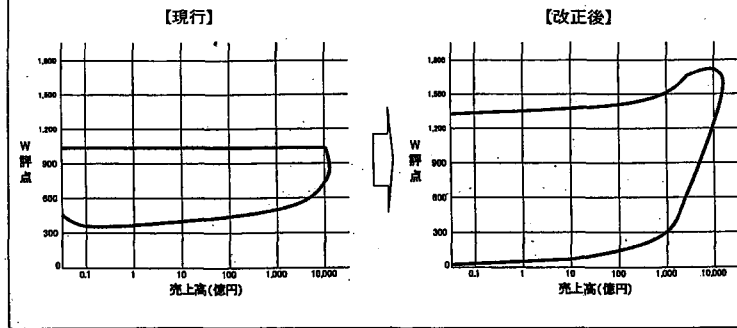
社会性、経営内容重視へ転換

各評価項目の評点幅
は、▽X1（完工高）
222685390点▽X

シート・評価幅・評価項目の改正			
現行			
	シート	評価幅	評価項目
X1	0.35	2,616~580点	・完成工事高(業種別) ・自己資本額/売上高
X2	0.10	954~118点	・職費数/売上高
Y	0.20	1,430~0点	・売上高営業利益率 ・純資本経常利益率 ・キャッシュ・フロー対売上高比率 ・必要運転資金月商倍率 ・立替工事高比率 ・受取勘定月商倍率 ・自己資本比率 ・有利子負債月商倍率 ・純支払利息比率 ・自己資本対固定資産比率 ・長期固定割合比率 ・付加価値対固定資産比率
Z	0.20	2,402~590点	・技術職員数(業種別)
W	0.15	987~0点	・労働福祉の状況 ・工事の安全成績 ・建設業の営業年数 ・公団会計年数 ・防災活動への貢献の状況

改正後			
	シート	評価幅	評価項目
	0.25	2,268~390点	・完成工事高(業種別) ・自己資本額(純資産額)
	0.15	2,280~454点	・歩留引引当額(歩留別) ・営業利益(純利益)減価償却費
	0.20	1,593~0点	・純支払利息比率 ・負債側期間比率 ・売上高営業利益率 ・純資本売上総利益率 ・自己資本比率 ・自己資本対固定資産比率 ・営業キャッシュ・フロー(絶対値) ・利益剰余金(絶対値)
	0.25	2,366~450点	・技術職員数(業種別) ・元請売上高(業種別)
	0.15	1,750~0点	・労働福祉の状況 ・建設業の営業年数 ・建設業への貢献の状況 ・法令遵守の状況 ・建設業の経理に関する状況 ・研究開発の状況

社会性評価(W)の評点分布の変化



	小
公表	国交省
2 (自己資本額等) Ⅱ 2 280〇454点▽Y (経営状況) Ⅱ1593 〇点▽Z (技術力) Ⅱ 2366450点▽W (社会性その他) Ⅱ17 50〇点。P点を算出 する際の各評価項目のウ エイトも見直され、新し いウエイト▽X1 25% X2 15%、Y 20% Z 25%、W 15%で 計算すると、理論上のP 点の幅は208227 8点となる。	X1は評価の上限額を 現在の2000億円から 1000億円に引き下げ るとともに、5億円未満 の区分を細分化した結 果、評価テーブルでの区 分は45区分から42区分 に改める。X2は自己資本 額と平均利益額の絶対額 で評価する。自己資本額 は1000万円未満▽3 000億円以上の47区 分、平均利益額は100 0万円未満▽300億円 以上の37区分あり、売上 高の大きな階層でP点に 差がつくよう設計した。 Yは、▽純支払利息比 率▽負債回転期間▽売上 高計上利益率▽総資本売 上総利益率▽自己資本対 固定資産比率▽自己資本 比率▽営業キャッシュフ ロー(絶対額)▽利益剰 余金(絶対額)の8指 標で計算し、現行経営で 問題となっていたペーパ ーカンパニーの過大評価 を排除できる評価基準に 改めた。 Zでは、新たに基幹技 能者を評価対象に加える とともに、元請けとして の完工商を評価すること にした。 Wでは、財務諸表に記 載される研究開発費を新 たに加点対象に加え、5 000万円▽1000億円 を26区分して評価する。 現行制度にないマイナス 評価も新たに導入。法令

経審の改正は07年9月の中央建設業審議会（中
建審、国交相の諮問機関）
総会で決定。評点テブ
ルと評点幅が今回の告示
で初めて公表され、新経
審の全体像が固まる。
告示内容などの詳細は
31日午後2時を境に同
省のホームページ（<http://www.mlit.go.jp>）に
掲載された。

**地方整備局と
都道府県に通達**

国土交通省は、4月1
日に施行する経営事項審
査（経審）の改正につい
て、31日付で各地方整備
局と都道府県に建設流通
政策審議会官名の通達を出
す。完成工事高など量的
な評価に偏重した従来の

審査基準を、質的評価重視へと抜本的に見直した新たな経営の内容を周知し、新経営への円滑な移行を促す。虚偽申請の防止や、企業形態の多様化への対応、申請に関する負担の軽減なども盛り込んで行つた。

新経営では、社会性評価で企業監査人設置企業を加点評価することにしたため、この部分での虚偽申請が明らかになった場合は監督処分を加重して行つた。

国土交通省は4月1日、わぜ、申請書類簡素化な業者の負担軽減が狙いに新しい経営事項審査などの見直しを行つて、経審（工事経歴書など12種類の書類）を施行するのに合、や建設業許可を申請する書類の様式を見直す

工事総額は従来、売上高が2000億円以上の企業の場合、完成工事高の7割までを金額の高い順に記入してもらっていたが、改正後は合計額が1000億円に達した段階で記載を省略できるものになる。

基幹技能者
加 点

4月から機関登録受け付け

今秋にも対象者誕生

建設業法施行規則に「登録業者技能者講習」を盛込み込む。登録機関で講習を受けた基幹技能者が、早ければ今夏にも登録機関による講習が実施される。今秋に経審で加算対象となる基幹技能者が誕生することになる。基幹技能者の資格試験講習を運営している各

専門工事業団体は31日以降、登録機関としての申請準備に取り組み、登録機関の申請には、各団体としての意思の決定や講習委員の選定、事務規定の整備などが必要。講習委員は、大学教授などを2人以上含む第三者5人以上で構成しなければならぬ。

申請そのものは4月1日以降で、最遅で5月初旬に登録される。新規の講習や、既存の基幹技能者の特例講習を実施しても、受講者に講習修了証を発行する。講習を受けた基幹技能者は経費の2（技術力）項目で1人あたり3点の評価点が与えられる。

早ければ今秋にも経費で加算対象となる基幹技能者が誕生し、今秋以降に経費を受審する企業で評価されることになる。